

奈良県告示第五百十六号

次に掲げる出納員の印は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

一 昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号で告示した登美学園に勤務する出納員の印

二 昭和四十四年四月奈良県告示第十号で告示した筒井寮に勤務する出納員の印

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾